

違法広告物についてのお知らせ

禁止物件への広告物の表示は、県条例により禁止されており
市で定期的に撤去しています

禁止物件に表示した広告物は、景観上好ましくないだけでなく、強風による飛来物で事故が発生し、歩行者や車の安全な通行に支障をきたす可能性があることから禁止しており、違法広告物と呼ばれます。

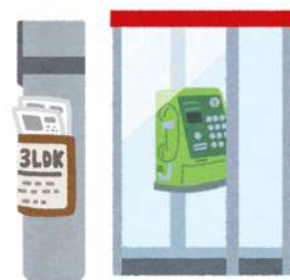
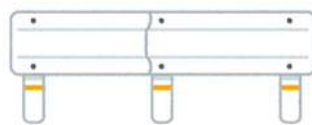
また、撤去費用は市が負担していることから、結果として市民のみなさんが不利益を被っていることでもあります。

さらに、禁止物件は人目につきやすく広告設置場所として効果が高いですが、違法行為を行っていることを自ら名乗っているとも言えます。

したがって、違法広告は市民と広告掲載者、双方の不利益となることの認識をお願いします。

禁止物件

- ・ 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ・ 街路樹、路傍樹、保存樹
- ・ 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
- ・ 電話ボックス、公衆便所、郵便ポスト
- ・ 街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの



※以下のように適用除外される（設置が認められる）ものもあります。

- ・ 電柱類を利用する広告物（通称：巻き付け看板、突出看板と呼ばれ、電柱類の所有者及び屋外広告法の許可を受けた、電柱類に定着する形で設置されたもの）
- ・ 法令の規定によるもの
- ・ 選挙運動又は政党その他の政治団体等の、選挙における政治活動のために使用するポスター

